

吹田市肺がん検診精度管理委員会設置要領

(設置目的)

第1条 吹田市が実施している肺がん検診の円滑実施、精度管理の向上を図ることを目的として、吹田市肺がん検診実施要領に基づき、吹田市肺がん検診精度管理委員会（以下、委員会という。）を設置する。

(委員の構成)

第2条 吹田市肺がん検診精度管理委員会（以下「委員会」という。）は、10人以内で組織し、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 吹田市医師会検診担当役員2人以内
- (2) 吹田市医師会から推薦された基幹病院の検診担当医、吹田市肺がん検診二次読影医、肺がんに関する学識経験者5人以内
- (3) 大阪府吹田保健所所長1人以内
- (4) 吹田市保健センター管理医師1人以内
- (5) 吹田市保健センター所長1人以内

(委員長)

第3条 委員会には委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、委員の互選により代行を選任し、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は委員長が招集する。また、委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(検討事項)

第5条 委員会は次の項目について検討する。

- (1) 検診方法に関し、吹田市肺がん検診実施要領に指定した条件の保持を確認する。
- (2) 肺がん検診精度管理に基づく結果集計及びその他の資料の収集を行い、その検討を行う。
- (3) 検診の実施方法などについて検討を行う。
- (4) その他、肺がん検診の円滑な実施のために必要な事項について検討を行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康医療部保健センターにおいて処理する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。